**大阪府福祉サービス第三者評価調査者研修実施要領**

（目的）

第１条　この要領は、大阪府福祉サービス第三者評価事業実施要綱第３条第４号に規定する評価調査者養成研修（以下、「養成研修」という。）及び評価調査者継続研修（以下、「継続研修」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　この研修の実施主体は、大阪府知事とする。
　なお、研修の実施に当たっては、その一部又は全部を委託して実施することができるものとする。

（養成研修）

第３条　大阪府（以下、「府」という。）は、評価調査者の養成のために、第三者評価事業の評価業務実施に必要な知識や手法等を習得させる養成研修を実施する。

２　養成研修の標準となるカリキュラムは、別表１のとおりとする。

（継続研修）

第４条　府は、養成研修修了者を対象として、評価業務を継続的に実施するために必要な知識や技術等を習得させるために、定期的に継続研修を実施する。

２　継続研修の標準となるカリキュラムは、別表２のとおりとする。

（研修受講手続き）

第５条　府は、研修を開催する場合は、ホームページ等により研修日程、研修内容及び費用負担等を記載した研修案内を公示する。

２　研修の受講手続きについては、別に定める。

（修了証の交付)

第６条　府は、一回の研修で定められたカリキュラムのすべてを履修して研修を修了した者に対し、修了証（様式第１号）を交付するものとする。

２　やむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、修了について配慮することができるものとする。

（研修科目の免除）

第７条　府は、研修科目の一部又は全部について免除することができるものとし、その対象となる者及び免除の事項は別に定める。

（養成研修修了者名簿）

第８条　府は、本府における福祉サービス第三者評価調査者としての要件を満たす者について、養成研修を修了した者の番号と所属評価機関の名称を記載した一覧表を作成し、それを福祉サービス第三者評価調査者養成研修修了者名簿（以下、「名簿」という。）として管理する。

２　府は、名簿をホームページで公表する。

（養成研修修了者名簿からの削除）

第９条　府は、次の各号の一に該当する場合、当該修了者を名簿から削除するものとする。

（１） 本人から削除の申し出がなされた場合

（２） 養成研修若しくは継続研修を最後に修了した年度、又は、評価の契約１件における書面調査から結果のとりまとめまでの一連の業務（以下、「評価業務」という。）に最後に従事した年度のうち、いずれか遅い方の翌年度以降、３年の間に一度も継続研修を修了しなかった場合

（３） 養成研修若しくは継続研修を修了、又は、評価業務に従事した翌年度以降３年の間、評価実績がない場合

（４） 法令違反、評価契約または守秘義務に違反するなど評価調査者としてふさわしくない行為をした場合

２　府は、前項により名簿から削除した場合は、その旨を公表する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　施行日以前に養成研修を受講した者のうち、施行日時点で第８条に掲げる名簿の登載要件を満たさない場合は、平成23年度末を暫定の有効期限とする別の名簿（以下、「経過措置者名簿」という。）で管理することとし、経過措置者名簿に登載された者が平成23年度末までに評価業務に従事、もしくは、平成24年度末までに継続研修を受講した場合は、第８条に掲げる名簿に再登載するものとする。ただし、その場合の有効期限は平成25年度末とする。

附　則

この要領は、平成30年３月15日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年４月10日から施行する。

附　則

（施行期日）

　１　この要領は、令和２年３月12日から施行する。

（経過措置）

　２　令和元年度第２回福祉サービス第三者評価調査者継続研修の受講申込者のうち、養成研修若しくは継続研修を最後に修了した年度、又は、評価業務に最後に従事した年度のうち、いずれか遅い方が平成28年度である者に限り、第９条第１項第２号については、「３年の間に一度も」の規定を「令和２年度末までに」に読み替えるものとする。

別表１（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 研修科目 | 形態 | 目　　的 | 内　　容 |
| 基礎的研修課程Ⅰ | １．第三者評価の理念と基本的な考え方 | 講義 | 第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。 | 第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に関する講義を行う。 |
| ２．第三者評価の全体像 | 講義 | 第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。 | 第三者評価事業の目的や制度の概要に関する講義を行うとともに、本研修の位置付けならびに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。 |
| ３．評価調査者の役割と倫理 | 講義 | 評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。 | 第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。 |
| 基礎的研修課程Ⅱ | ４．第三者評価基準の理解と判断のポイント | 講義 | 大阪府における第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。 | 福祉サービス第三者評価基準の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。 |
| ５．利用者調査の方法等について | 講義 | 第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。 | 第三者評価における利用者調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。 |
| 演習 | ６．書面（事前）審査の着眼点 | 講義及び演習 | 書面（事前）審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。 | 書面（事前）審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。 |
| ７．訪問調査の着眼点 | 演習 | 訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。 | 訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。 |
| 実習 | ８．実習Ⅰ | 実習 | 実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことによって具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。 | 「協力施設（事業所）」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。 |
| ９．実習Ⅱ | 実習 | 実習Ⅰの内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。 | 訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果をとりまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。 |
| 総括 | 10．まとめ | 全体会 | 実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。 | 各分科会にてとりまとめた実習の成果を発表し、講師が講評を行う。特に、とりまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。 |

大阪府福祉サービス第三者評価調査者養成研修カリキュラム

別表２（第４条関係）

大阪府福祉サービス第三者評価調査者継続研修カリキュラム

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研修科目 | 形態 | 目　　的 | 内　　容 |
| １．第三者評価の実施状況と課題 | 講義 | 第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。 | 第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題ならびにその対応について講義を行う。あわせて福祉制度の動向について解説を行う。 |
| ２．演習 | 演習 | 実際の評価調査者としての取組みをふり返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。 | 他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取組みについてグループワークを行う。 |
| ３．講評・まとめ | 全体会 | 演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。 | 各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢をあらためてふり返る。 |

